

2. 申請対象者

○本事業は、単独では申請できず、中小企業者を中心とした共同体を構成する必要があります。

共同体は、下記（１）・（２）に定める研究等実施機関、事業管理機関（同一者が担うことも可）を含む２者以上で構成する必要があります（ただし、事業管理機関兼研究等実施機関１者、アドバイザー１者のケースは対象となりません。）。

※中小企業者の定義は、別表１（36 ページ）を参照してください。

○また、中小企業者が「主たる研究等実施機関」として参画している必要があります。本事業に採択された後、共同体構成員が参画できないといったことがないよう、参画条件や役割分担等の詳細について事前に調整を済ませておく必要があります。

○共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、研究開発等を行うことが必要です。

○共同体の構成者に所属する者の中から、総括研究代表者（P L : Project Leader）・副総括研究代表者（S L : Sub Leader）を選任することが必要です。いずれか１名は、必ず主たる研究等実施機関（中小企業者）の研究員である必要があります。また、P L は、研究開発の計画、実施及び成果管理を総括し、S L は、P L を補佐し、必要に応じてその代理を務めます。

（P L 及び S L の要件）

- 研究開発上の高い見識と管理能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理の全てにおいて総括を行うことができる能力を有していること。（P L 及び S L）
- 当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。（P L）
- 研究開発の実用化に高い知見を有すること。（P L）

（１）研究等実施機関（間接補助事業者）…（必須）

①主たる研究等実施機関…（必須）

○本事業において中核的に研究開発等を実施する中小企業者をいいます。

○今年度における本事業の申請において、研究等実施機関として参画する中小企業者は、（主たる、従たるを問わず）今年度申請する他の共同体の事業に研究等実施機関として参画することはできません。ただし、アドバイザーとしての参画は可能です。

②従たる研究等実施機関…（必須・推奨）

○本事業において主たる研究等実施機関の取組を補完するための研究開発等を行う研究者が所属する研究等実施機関をいいます。

○令和３年度より、従たる研究等実施機関又はアドバイザーに大学・公設試等（以下「A 機関」という。）が参画することを必須とします。